

地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院  
「滅菌等管理業務委託」に係る一般競争入札公告

地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院は、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務取扱規程（以下「規程という。」）第5条の規定により公告します。

令和5年11月1日

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院長 小嶋 裕一郎

1. 一般競争入札に付する事項

(1) 発注者

地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院

(2) 件名

山梨県立中央病院滅菌等管理業務委託（以下「委託業務」という。）

(3) 業務内容

「山梨県立中央病院滅菌等管理業務委託」基本仕様書（以下「仕様書」という。）に示す。

(4) 履行場所

山梨県甲府市富士見1丁目1番1号 山梨県立中央病院

(5) 履行期間

令和6年6月1日から令和9年5月31日まで

（ただし、令和6年5月1日から令和6年5月31日までは現受託業者からの引継期間）

(6) 入札方法

一般競争入札

2. 一般競争入札の参加資格

入札参加申請者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 都道府県の物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

(2) 参加資格確認申請書を提出した時から入札書を提出した時までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更

生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けたものを除く。)でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団又は暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者でないこと。
- (5) 直近2事業年度の法人税、消費税及び県税に係る徴収金を滞納している者でないこと。
- (6) 別途定める「入札説明書」の「入札に参加するために必要な資格等」の条件を満たす者であること。

### 3. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒400-8506 山梨県甲府市富士見1丁目1番1号

地方独立行政法人 山梨県立病院機構 山梨県立中央病院 企画経理課 調度担当

電話055-253-7111（内線2110）

- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法

この公告の日から令和5年12月5日（火）までの土、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで3の（1）の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会及び現場説明会

入札に関する説明会及び現場説明会を次のとおり行う。

① 日 時 令和5年11月17日（金）午前10時

② 場 所 山梨県立中央病院 2階 看護研修室

③ 参加人数 1事業者3名以内

- (4) 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和5年12月5日（火）までの土、日曜日、祝祭日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに、入札説明書の様式1～3に付属資料を添えて、3の（1）の場所に持参すること。

- (5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果は、令和5年12月12日（火）までに書面により通知する。

- (6) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年12月18日（月）午前10時30分 山梨県立中央病院 2階 会議室1

※ 郵送による入札書は受領しない。

- (7) 入札方法

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (8) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札は、無効とする。

(9) 落札者の決定方法

入札公告に示した委託業務を履行できると院長が認めた入札者であって、規程第8条第2項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4. その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。  
ただし、規程第26条第1項第3号に該当する者については、これを免除する。

(契約保証金の免除)

第26条 契約責任者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(略)

三 (略) 過去2箇年間に法人、国(公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

詳細は、入札説明書による。